

# SATSUMASENDAI Master Plan 1

## 第1次薩摩川内市総合計画

### 第3編 下期基本計画

#### 第1部

##### 施策の総合的展開

- 第1章 コミュニティを活かし地域力を育むまちづくり
- 第2章 健康で共に支え合うまちづくり
- 第3章 地域の特色を活かした教育・文化のまちづくり
- 第4章 誰もが安心して快適に暮らせるまちづくり
- 第5章 地域力を発揮し産業活力を創出するまちづくり
- 第6章 都市力を創出するまちづくり
- 第7章 みんなで進める市民参画のまちづくり
- 第8章 持続可能な行財政運営の推進と  
政策形成能力の向上によるまちづくり

#### 第2部

##### 薩摩川内一体化躍動プランの推進

# 第1章

## コミュニティを活かし地域力を育むまちづくり

第1節◎地区コミュニティを活かした仕組みづくり

第2節◎コミュニティ活動等への支援強化

第3節◎コミュニティ活動環境の整備

川内川花火大会【川内】

# 第1部

第1節 地区コミュニティを活かした仕組みづくり ..... 70

- 1 地区コミュニティ協議会の活動の充実
- 2 地区振興計画に基づく事業等への支援

第2節 コミュニティ活動等への支援強化 ..... 74

- 1 コミュニティ活動等への支援
- 2 コミュニティ活動における市民参画の促進
- 3 事務事業の民間委託の推進
- 4 コミュニティビジネスの展開の促進

第3節 コミュニティ活動環境の整備 ..... 78

- 1 地区コミュニティセンター等の機能の強化

## 第1節 地区コミュニティを活かした仕組みづくり

### <現状と課題>

都市化の進展、価値観の多様化、自由時間の増大等による生活意識の変化などにより、まちに対する愛着や郷土意識、住民相互のふれあいが希薄になるなど、地域社会そのものの基盤が変化しています。

また、まちづくりの進め方についても、これまでの行政主導型の手法から、市民と行政との役割分担の下に、真に市民一人ひとりが主体的に活動する新たなまちづくりの手法へと転換することが求められています。

このため、本市では、市民一人ひとりが主役となったまちづくりを進め、各地域の主体的な活動を促進し、その活性化を図るとともに、住民のコミュニティ意識の醸成等を図るため、48の地区コミュニティ協議会が設置されています。しかしながら、それぞれの規模、活動内容等の面において、大きな開きがあるのが現状です。

今後は、自治会や地区内のボランティア団体やNPOなど各種団体と連携しながら、誰でも参加し、身近な地区の課題を話し合い、さらには課題を解決する場としての地区コミュニティ協議会制度の充実に努める必要があります。また、地区コミュニティ協議会の運営については、地区コミュニティ協議会相互の連携の強化も必要です。

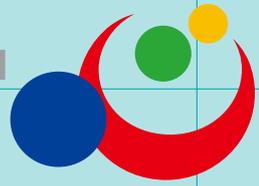
また、住民が主体的に地区振興計画を策定することにより、住民の生活に身近な地区の環境と自治活動を見直し、自ら考え行動する住民主体のまちづくりを実現する第一歩となることが期待されます。

### ■地区コミュニティ協議会・自治会

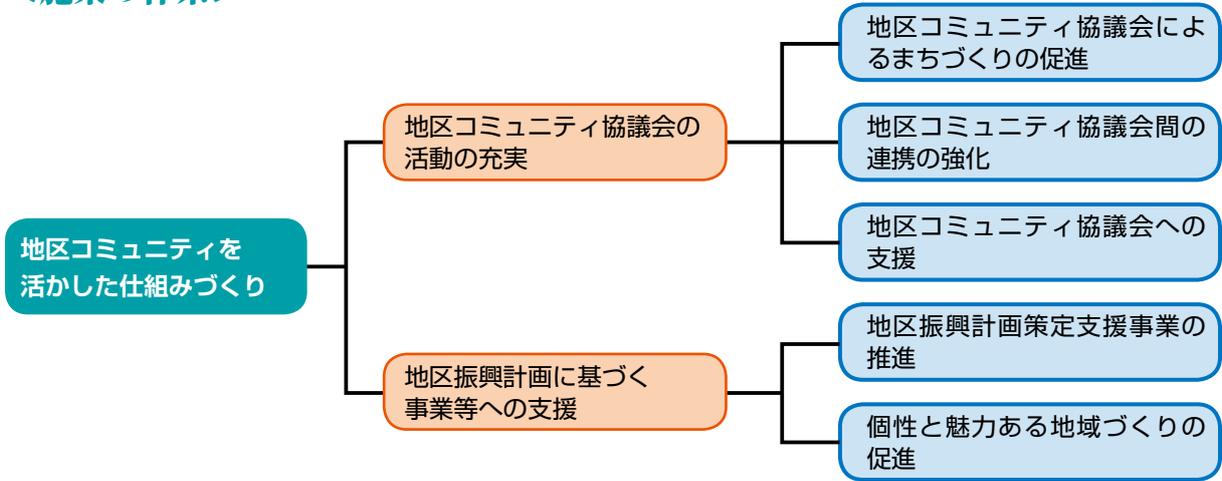
(平成21年4月1日現在)

区分 地域別	地区数	自治会数	規模別（世帯数）				
			1～50	51～100	101～150	151～200	201～
川内	19	326	185	79	31	9	22
樋脇	5	91	84	7			
入来	5	71	65	6			
東郷	5	43	31	8	2	2	
祁答院	5	28	13	14	1		
里	1	5		1	3	1	
上甕	1	7	2	2	1	1	1
下甕	6	15	7	4	1	2	1
鹿島	1	7	5	2			
計	48	593	392	123	39	15	24

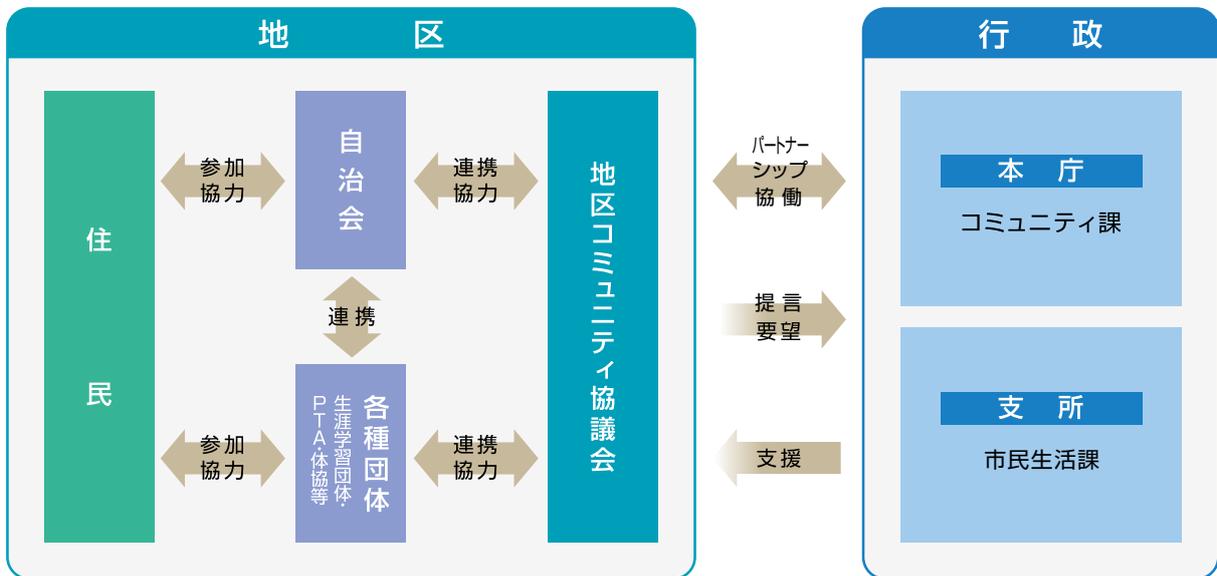
(資料：コミュニティ課)



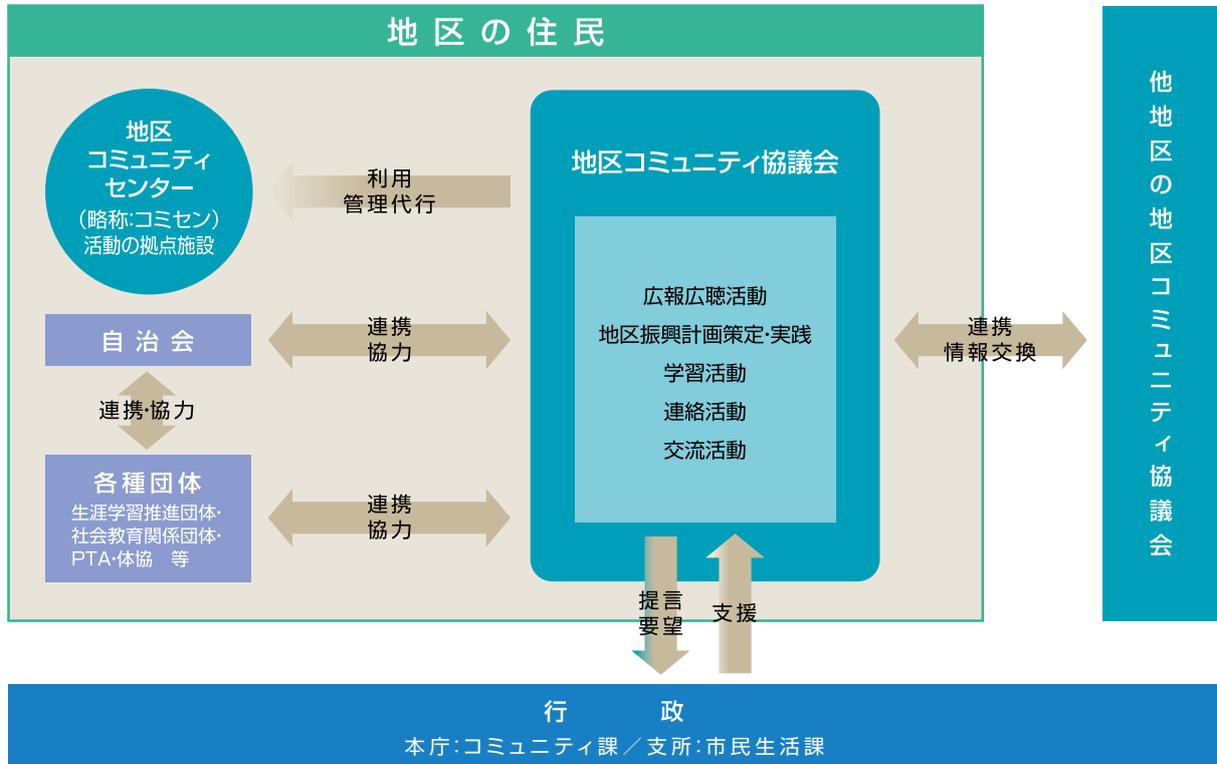
＜施策の体系＞



■「地区コミュニティ」と「行政」の関係の考え方(イメージ)



## ■「地区コミュニティ協議会」の位置付け考え方(イメージ)



## &lt;計画の内容&gt;

## 1 地区コミュニティ協議会の活動の充実

## (1) 地区コミュニティ協議会によるまちづくりの促進

## ア 地区コミュニティ協議会の組織の強化

地区コミュニティ協議会の活動状況を分析しながら、身近な事柄に住民自らが自主的に対応できるように組織体制の強化を図ります。

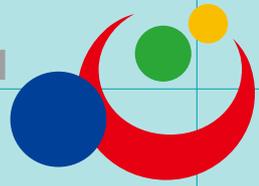
また、地区コミュニティ協議会と行政との連携を強化し、協働によるまちづくりを図ります。

## イ コミュニティマイスター事業の推進

地区コミュニティ協議会において、地域活性化につながる市の施設の維持管理等にボランティアで取り組む「コミュニティマイスター事業<sup>\*</sup>」を実施するなど、市民の持つ知恵と技術を地域力として活かします。

## ※コミュニティマイスター事業

職人の技能と理論を実践と教育で培うドイツで生まれたマイスター制度を地区コミュニティ協議会の中に取り入れた制度で、同事業では、市有財産等の維持管理等を対象としている。



## (2) 地区コミュニティ協議会間の連携の強化

### ア 地区コミュニティ協議会相互の情報交換の促進

地区コミュニティ協議会相互の連携を図るため、コミ協だよりやホームページ等に各地区コミュニティ協議会の活動状況を掲載するなど、各地区コミュニティ協議会間の情報交換を促進します。

また、コミュニティ相互の連携を図りながら、地域を越えた交流を促進します。

### イ 地域を越えたコミュニティ協議会の連携の強化

48の地区コミュニティ協議会で構成されるコミュニティ協議会連絡会の充実を図り、相互の交流を促進するとともに、市とコミュニティ協議会連絡会等との意見交換を行うなど、地域及び地区を含めたコミュニティ活動の育成を図ります。

## (3) 地区コミュニティ協議会への支援

地区コミュニティ協議会の活動への適切な助言及び可能な支援を行うとともに、活動拠点となる地区コミュニティセンターに配置されているコミュニティ主事や協議会職員と連携して、協議会の充実を図ります。

## 2 地区振興計画に基づく事業等への支援

### (1) 地区振興計画策定支援事業の推進

住民自らが、各地区の自然・歴史・文化・人材等の特色を活かしながら、その地区の将来がどうあるべきかを話し合い、地区振興計画（5年計画）として取りまとめる活動を支援する地区振興計画策定支援事業の一環として、地区振興計画の改定等を行う場合に支援員派遣等を実施します。

### (2) 個性と魅力ある地域づくりの促進

歴史、伝統、自然など各地域の特性を活かした個性と魅力ある地域づくりを促進するため、地域の特色ある市民活動に対し、市として可能な支援を行います。

また、国・県の各種助成事業について、積極的に情報を提供し、有効活用できるよう支援を行います。

## 第2節 コミュニティ活動等への支援強化

### <現状と課題>

まちづくりの主役は市民であり、まちづくりの基礎単位となるのが地区コミュニティです。市民の主体的な取組がコミュニティや地域づくりと結び付くことによって、快適で住みよい自立したまちづくりが可能となります。

現在、高齢化・過疎化によるコミュニティ活動の停滞やコミュニティ活動への無関心層の増加なども問題になっています。このため、コミュニティ活動を積極的に支援し、「自分たちのまちは、自分たちで考え、つくり、育て、守り、だれもが安全・安心に暮らせるよう支え合う」という考え方を基本としたコミュニティ意識の向上に努めていく必要があります。

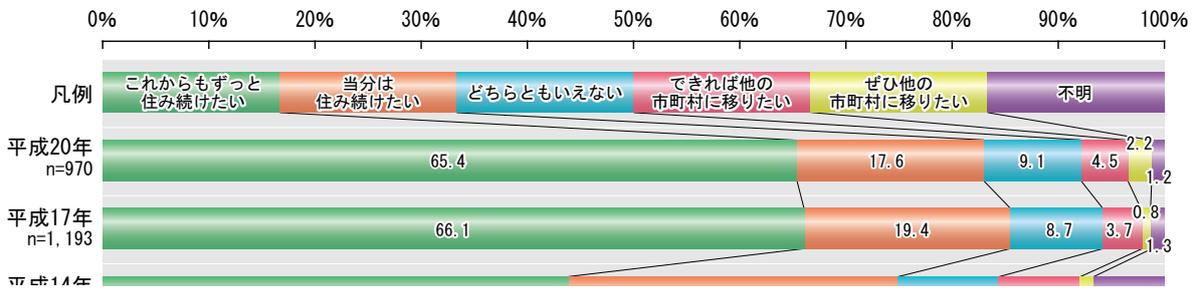
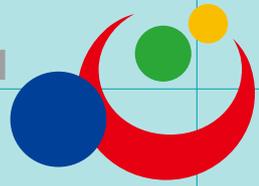
また、人々の価値観が、「物の豊かさ」から「心の豊かさ」へと変化するにつれて、社会貢献や自己実現を目的として市民が自発的に社会活動へ参画しようとする動きが高まっています。その一方で、青少年のいじめや非行の解決、一人暮らしの高齢者のケアなどは、行政のみに限らず、ボランティアグループや民間非営利組織（NPO）が中心となって取り組むことが求められるようになっていきます。

本市においても、地域の様々な課題を共有し、市民の立場で問題解決を図ろうとするボランティアグループやNPOの活動が、福祉、環境保全、まちづくりなどの分野を中心にみられるようになっていきます。今後、これらの活動は一層広がりをみせるものと考えられるため、子どもから大人までの多様な層の市民や団体が活動しやすい環境を整備するとともに、コミュニティビジネス<sup>\*</sup>の展開を促進していく必要があります。

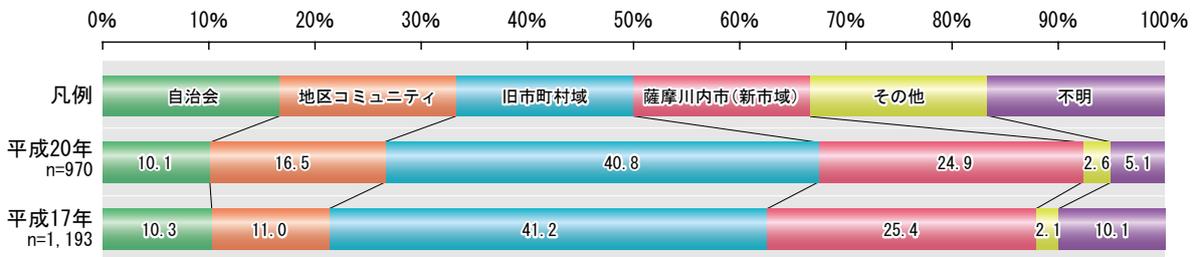
また、本市においては、過疎化や高齢化による集落機能の維持が困難となるおそれのある集落の増加が懸念され、市民生活の安全・安心に関わる課題が生じています。今後は、これらの集落の生活環境等の整備や状況を改善するとともに、各地域の個性や資源を活かし、安心して住み続けられる地域づくりを推進することが求められています。

#### ※コミュニティビジネス

自ら地域を元気にするために、また地域の問題を解決するために、ビジネス（商取引）の手法により、住民が主体的に取り組み、地域全体がうるおうことを目的とする地域づくりのための事業の総称。

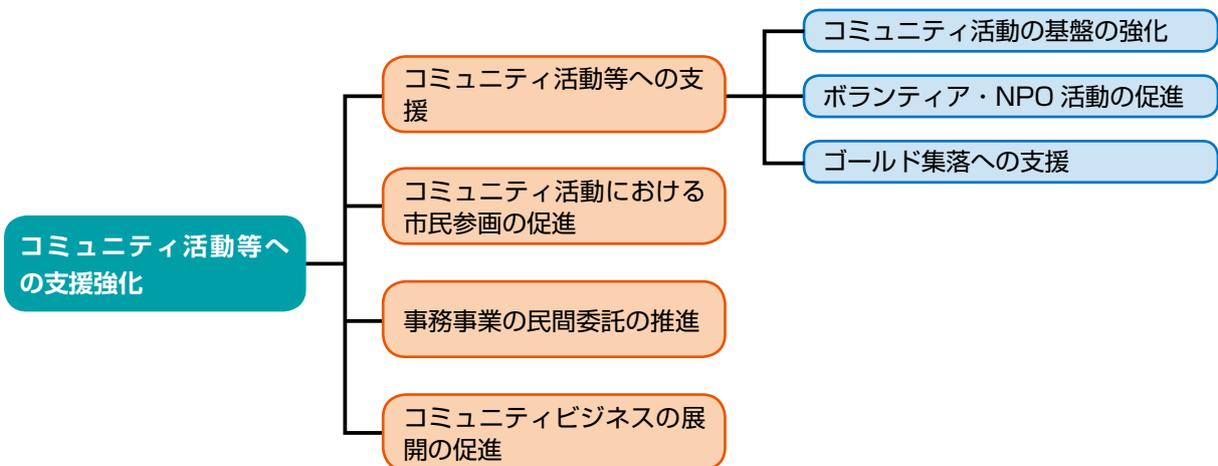


～ 居住継続の意向～  
市民アンケートの結果より



～ “わがまち” と思う範囲～  
市民アンケートの結果より

< 施策の体系 >



## <計画の内容>

### 1 コミュニティ活動等への支援

#### (1) コミュニティ活動の基盤の強化

##### ア コミュニティ意識の醸成

地区コミュニティ協議会が、自らの活動状況を情報発信するために取り組むコミ協だよりの発行やホームページの作成を支援し、地域における情報の共有化を図ります。

また、世代や性別の枠にとらわれない地域住民の交流を促進するとともに、地域が一体となって取り組むことのできる地域活動の創出を図り、コミュニティ意識の醸成及び地域の一体感の高揚を図ります。

さらに、地域における相互扶助意識の啓発により、青少年や高齢者にやさしい地域社会の形成を促進します。

##### イ コミュニティを担う人材の育成

自治会や各種団体、地区コミュニティ協議会等の活動を通じて、コミュニティを担う人材の育成を図ります。

##### ウ コミュニティ組織の強化

自治会や地区コミュニティ協議会等の組織の自主的活動を尊重しながら、その運営を側面から支援するとともに、これらの組織への加入率を高めるための取組を進めます。

#### (2) ボランティア・NPO活動の促進

##### ア ボランティア意識の高揚

地域におけるボランティアの輪を広げていくため、「市民活動促進基本指針」を定め、市民一人ひとりが能力や個性を活かし、主体的にボランティア活動等に参加できるよう、広報やセミナーの開催などあらゆる機会を通じて、連帯と相互扶助の精神、ボランティア意識の高揚に努めます。

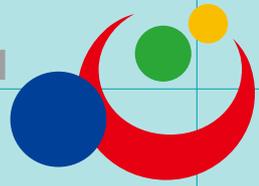
##### イ ボランティア活動への参加の促進

市民がボランティア活動等に気軽に参加できる環境を整えるため、関係機関と連携して、企業・団体に対するボランティア休暇制度の普及・啓発に努めます。

また、子どもの頃からボランティア活動等に親しめるよう、学校や地域におけるボランティア学習の充実や体験の場の確保に努めます。

##### ウ ボランティア活動の支援

ボランティアセンター\*との連携により、ボランティア活動の拠点となるまちづ



くり交流センター\*における相談業務及び情報提供機能の充実を図るとともに、ボランティアを求める人と活動をしたい人とをつなぐ調整機能を高めます。

また、ボランティアグループの組織化を図るとともに、必要に応じて特定非営利活動促進法（NPO法）に基づくNPOとしての認証手続を支援します。

## エ ボランティア活動保険による支援

市民が安心してボランティア活動に参加できるよう、市が市民活動災害補償保険に加入し、保険制度の面から種々のボランティア活動を支援します。

### ※ボランティアセンター

社会福祉協議会内にあり、各地域でボランティアを活用した高齢者サロンや子育てサロンの開催、各種ボランティア講座の開催による人材育成、HP・ブログ・ボランティア便りなどによる情報発信を実施している。

### ※まちづくり交流センター

市民文化ホール内において、まちづくり公社の自主事業として設置されており、NPO・ボランティア団体への会議室の無料貸し出しや、パソコンの無料利用、ホームページによるボランティア団体の紹介を行っている。

## (3) ゴールド集落への支援

今後、集落機能の維持が困難となるおそれのある集落に対し、市民相互の連携や高齢者が有する豊富な経験、知識や技能と各地域の個性や資源を活かして、地域住民がいきいきと光り輝き、住み慣れた地域に安心して住み続けられるよう、生活基盤の確保、自然環境及び景観等の維持保全、伝統文化の保存継承、地域産業の振興及び地域見守り体制の充実等の支援を行います。

## 2 コミュニティ活動における市民参画の促進

市民の自主性と自発性に基づくコミュニティ活動への参画を促進するため、市の広報紙やホームページなどの広報媒体を用いて各地域のコミュニティ活動に関する情報を迅速に、かつ、分かりやすく市民に伝えるとともに、講演会やセミナーの開催により意識の啓発等を図ります。

## 3 事務事業の民間委託の推進

生涯学習等を各地区の特色に応じて効率的に推進するため、行政が実施する事務事業の一部を地区コミュニティ協議会、自治会、NPOや民間事業者などに委託することについて積極的に検討します。

## 4 コミュニティビジネスの展開の促進

ボランティアグループの奉仕活動と企業の営利活動の中間に位置するコミュニティビジネスの担い手は地区コミュニティ協議会やNPOが多いことから、その社会的貢献活

動を支援することで、住みよいまちづくりの実現と新たな雇用の場の創出を同時に達成できるよう努めます。

## 第3節 コミュニティ活動環境の整備

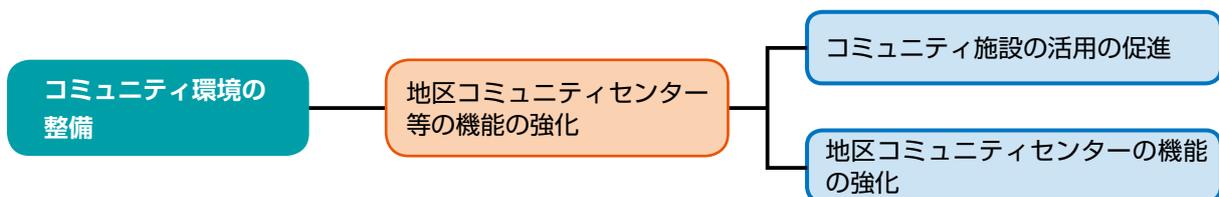
### <現状と課題>

これまで、自治活動は、自治会役員宅、自治公民館等の施設を中心に行われてきましたが、住民の主体的なまちづくり活動、コミュニティ活動を促進するためには、それらの拠点となる施設を確保することが重要です。

このため、本市では、地区コミュニティの形成と、住民自らが多様な活動を行う場として、地域公民館、地区コミュニティセンター、集会所、広場等を設置しています。しかしながら、これらの施設は、情報通信基盤等が充実しておらず、必ずしも十分に活用されているとは言えない現状にあります。

そこで、既存の施設の有効活用策を地区単位で検討しつつ、各地区におけるコミュニティ活動の拠点的な施設である「地区コミュニティセンター」の整備と地域情報化施設の機能の充実を図ることを通じて、地区ごとの話し合い活動の場や伝統行事、イベント、市民交流などの場として活用しやすい環境をつくることが課題となっています。

### <施策の体系>



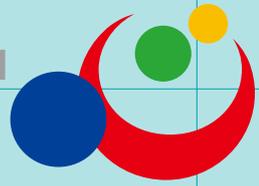
### <計画の内容>

#### 1 地区コミュニティセンター等の機能の強化

##### (1) コミュニティ施設の活用の促進

###### ア コミュニティ施設の整備

各地区のコミュニティ活動等を促進するため、活動の拠点となる集会所、地域公



民館，地区コミュニティセンターが高齢者や障害者にも使用しやすい施設となるようバリアフリー化を進めるとともに，広場等の整備・充実に努めます。

また，地区コミュニティセンターへの画像の直接配信等，情報提供ネットワークの活用を努め，コミュニティ機能の充実を図ります。

#### イ 地域施設の有効活用の促進

学校施設など地域内にある公共施設については，できるだけ地域への開放を図り，地区コミュニティセンターと連携した効率的な活用を図ります。

### (2) 地区コミュニティセンターの機能の強化

#### ア 地区コミュニティセンターの機能の集積

地区ごとに設置する地区コミュニティセンターを自治活動の中心施設として位置付け，地区ごとの話し合い活動の場としての活用はもちろんのこと，伝統行事，イベント，市民・NPO・ボランティアグループ交流など様々な形態での活用を促進することにより，同センターの機能の充実を図ります。

#### イ 地区コミュニティセンターの管理体制の充実

地区コミュニティセンターは，行政サービスの提供のための重要な拠点となる施設であるため，整備・改修といったハード面の充実だけでなく，運営管理といったソフト面においても体制の強化を図ります。